

件 名	愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	経営支援課
根拠法令等	新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)

【改正の概要】

(1) 愛媛県地域産業振興条例

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行（令和6年9月2日）による、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、本条例で定める「創業者」の根拠条項を次のとおり改正する（条項ずれの改正）。

改正前：産業競争力強化法第2条第29項第1号及び第3号

↓

改正後：産業競争力強化法第2条第31項第1号及び第3号

(2) 愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行による、産業競争力強化法の一部改正に伴い、本条例で権利の放棄の対象の1つとして定める「特定認証紛争解決手続」の根拠条項を次のとおり改正する（条項ずれの改正）。

改正前：産業競争力強化法第2条第21項

↓

改正後：産業競争力強化法第2条第22項

施 行 日	公布の日
-------	------

【その他参考事項】